

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 2 号
件 名	地域クラブ活動団体リストに掲載されている団体の体育施設使用料の減免を求めることについて
要 旨	令和 4 年 12 月にスポーツ庁、文化庁からガイドラインが公表され、中学校の部活動の地域クラブへの移行が進められています。 市内で活動している中学生のための地域クラブ活動団体リストに掲載されているクラブ（以下、地域クラブ）が、市内の体育施設を使用する際の使用料を、学校料金と同等に扱い減免対象にしてほしいと考えます。 1 保護者の経済的負担の軽減 新潟市の体育施設、野球場は他の自治体より比較的高い使用料の設定となっており、さらに令和 7 年 4 月 1 日より使用料が改定（1.21 倍に値上げ）されます。 地域クラブの中学生が新潟市の体育施設を使用する際、一般の使用料を支払います。中学生から使用料を徴収するということは、すなわち、その保護者が地域クラブへの月謝として支払うことになります。地域クラブの月謝が高くなり、経済的な理由でクラブ活動への参加を諦める生徒を少なくしてほしいと考えます。 現在、市内の体育施設の使用料は、学校長からの利用申請であれば減免措置が行われています。中学校部活動の地域移行の受皿である地域クラブも同等に扱ってほしいと考えます。なお、近隣の他市町村では小・中学生の利用は教育活動の一環として考慮され、多くの自治体で無償としています。 （次頁につづく）
付 託 年月日 委員会	令和 6 年 12 月 12 日 文教経済常任委員会
受 理	令和 6 年 11 月 26 日 第 417 号

	2 体育施設の一般利用者への影響 地域クラブの使用料を減免することにより、体育施設の一般利用者の予約が取れなくなるのではないかと懸念ですが、現在のルールである学校長からの利用申請での減免使用は、一般利用者の予約が優先され、1週間前になっても一般利用者の予約がない時間帯に限り行われています。このことから、平日など、空いている体育施設を有効活用するだけであり、一般利用者への影響は少ないと考えます。 3 中学校施設のジュニア専用枠だけの活動は困難 令和6年11月から中学生のための地域クラブ活動における中学校施設利用について（実証事業）により、地域クラブ（新潟市の団体リストに掲載済み）に所属する中学生等が、平日17時から19時及び休日、土曜日、日曜日9時から19時の時間帯で、中学校施設を利用し、スポーツや文化・芸術活動に親しむことができるようになりました。（ジュニア専用枠） しかし、地域クラブの指導者のほとんどが仕事をしており、平日は早くても18時以降しか活動できません。このため野球等屋外スポーツの練習は夜間照明がある体育施設でしか行えず、多くの中学校グラウンドでは困難です。 4 スポーツ少年団へ加入することによる減免 現在、市内の体育施設の使用料は、競技団体、スポーツ少年団等へ加入している団体からの利用申請であれば、減免措置が行われています。スポーツ少年団は中学生のクラブチームでも加入できますが、登録料（選手700円、指導者1,100円、役員・スタッフ1,100円、いずれも年額）が必要であり、その他、団旗の購入や各種イベントへの参画など、地域クラブの活動に大きな負担となります。 体育施設の使用料減免の目的だけに加入することはできません。 以上のことから、地域クラブ活動団体リストに掲載されている団体の体育施設使用料を学校長からの利用申請と同等に減免対象とすることを求めて陳情します。
--	---